

掛川市消防本部訓令甲第1号

掛川市消防署の組織に関する規程（平成17年掛川市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

掛川市消防長 萩 田 秀 之

第6条第1号ア中「保管」を「管守」に改める。

附 則

この訓令甲は、平成28年4月1日から施行する。